

障害者虐待防止に関する区の取り組み状況について

1 通報等専用窓口の設置

障害者施策課が障害者虐待防止センターの機能を担うこととし、通報等の対応窓口を設置(10/1)。

平日の 8:30~17:15 は、通報届出専用電話で通報等を受け付ける。夜間休日は、区役所夜間休日窓口で受け付け、夜間休日窓口から障害者施策課の担当に連絡することとする。

2 養護者による虐待にかかる通報等への対応

(1) 初動対応方針協議

通報・届出の受理後、直ちに、障害者施策課職員等(コアメンバー)で、緊急性の判断、事実確認、訪問調査等の対応方針を協議し、決定する。

(2) 援助方針協議

事実確認等の後、コアメンバー及び関係部署職員、関係機関等の事案対応メンバーのほかに、必要に応じて専門的立場から指導・助言を行う医師又は弁護士等が専門支援員として加わる障害者虐待対応会議を開催し、立入調査及び介入方針(一時保護・成年後見制度の活用)等を協議し、決定する。

(3) 関係機関への協力依頼等

立入調査にあたり、障害者の安全確保に万全を期する観点等から必要に応じて管轄の警察署に協力を依頼する。

一時保護が必要な場合は、区内短期入所施設等に協力を依頼する。

成年後見制度の活用が必要な場合は、杉並区成年後見センターと連携を図り、区長が審判請求を行う。

(4) モニタリング・見守り

これらの対応後に、障害者虐待対応会議の決定に基づき、障害者施策課が定期的なモニタリング・見守りを行う。

3 その他

(1) 障害者福祉推進協議会、地域自立支援協議会との連携

障害者福祉推進協議会は、関係機関、関係団体及び区の関連部署間での虐待防止に対する取組状況等の情報共有を図る。また、地域自立支援協議会にも情報提供を行い、虐待防止に向けてのノウハウの蓄積を図る。

自立支援協議会の相談支援部会で虐待ケースの事例検討を実施(3回)。

(2) 広報・啓発等

広報すぎなみへの法施行記事の掲載(9/21号)、区民向け講演会の開催(10/18)、パンフレット等の作成・配布により、障害者虐待防止の取組の周知を実施。

通報等の窓口対応を行う者、事業者等の資質向上のための対応マニュアルを作成・配布。

関係機関向け研修(通所施設職員・ヘルパー事業所職員対象)を開催(8月、10~11月)。

(3) 規程整備等

「杉並区障害者虐待の防止等に関する要綱」を制定した。

通報者、養護者等にかかる個人情報登録の所定の手続きを行った。